

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年1月27日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	小松崎文嘉
同	麻生紀雄

3千総業第328号

令和4年1月21日

千葉市監査委員 大木正人様
同 宮原清貴様
同 小松崎文嘉様
同 麻生紀雄様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成11年度、平成24年度、平成26年度、平成27年度、令和元年度及び令和2年度
包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果 第1.土地の管理について 2.土地の管理の監査結果

(2) 有効利用を図るべき土地について ア.利用計画の実施時期が未確定の土地

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(ア) 学校用地（報告書 P10）</p> <p>千葉市の小学校・中学校の生徒数は、核家族化と少子化のなかで著しく減少している地区がある。このような背景のなかで、次の2件の学校用地は長期間更地になっており利用計画の実施時期が未確定のものである。</p> <p>①（仮称）御成台小学校予定地 （所在地；若葉区御成台2丁目）</p> <ul style="list-style-type: none">平成3年5月（約8年経過）に16,500㎡を開発事業者から寄付により取得した。平成17年の生徒数の予測においても、周辺の3つの小学校で30教室分の増加に対応可能である。現在は、この小学校の新設は困難であると考えられる。 <p>②（仮称）蘇我第2中学校予定地 （所在地；中央区花輪町）</p> <ul style="list-style-type: none">昭和50年1月（24年経過）に23,499㎡を452,655千円で取得した。現在の義務教育諸学校施設費国庫負担法によれば、31クラスを超えると過大規模とされ、その場合には、学校新設のための補助金が拠出される。既設の蘇我中学校は、現在22クラスであるが、今後の推移予測では、平成11年から17年まで128人増加するが新設の水準の目途となる31クラスまでにはならないとみられる。現在は、この中学校の新設時期は未確定で運動場として暫定利用されている。 <p>【指摘】</p> <p>教育委員会では、周辺地域の開発とその居住状況による生徒数の推移や、今後の学級編成基準の見直しの動向等もふまえ、学校設置の必要性を検討している。しかし、過去において、磯辺小学校予定地と高浜第2中学校予定地の2件の用途を変更している例もあるので、当該用地については、更に調査し、見直しを図るよう検討されたい。</p>	<p>2件の学校予定地については、現在のところ、利用方法が決まっていないことから、暫定的に運動広場として地域スポーツ団体等に開放している。</p>

平成24年度包括外部監査

監査のテーマ：市有財産の有効活用について

第3 監査の結果及び監査結果報告に添えて提出する意見：1. 資産の全庁的管理体制の構築及び運用状況について Ⅲ 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(11)市有財産（施設）所管部署の適正化（報告書P49）</p> <p>【現状・問題点・リスク】</p> <p>教育委員会所管の行政財産である蘇我第二中学校予定地は、29年前から野球等をするための広場として暫定利用の状況にあり、実質的にはスポーツ振興課の所管する運動場の用途の公共用資産に該当するといえる。</p> <p>千葉県公有財産管理事務手引の(1)行政財産の管理によると、「行政財産は、行政目的を遂行するための物的手段であり、直接に公の目的に供し、又は供することを決定した財産であるから、その目的に応じて、最も効率的に供されなければならない。基本的には、行政の目的とするもの以外には使用されてはならないのである。」と記載されている。平成19年度教育委員会部長会議において、学校用地の用途解除が方針決定されており、今後スポーツ振興課と協議していくとのことであるが、市民への用途別行政サービスに応じて適切な部課が所管すべきであり、所管換えが適時に行われていない。</p> <p>【指摘】</p> <p>教育委員会所管の行政財産である蘇我第二中学校予定地は、スポーツ施設として長期間利用されており、行政目的としても実質的にはスポーツ施設であることから、スポーツ振興課へ所管換えすべきである。</p>	<p>公有財産（行政財産・普通財産）を暫定利用している運動広場については、資産の有効活用の観点から、土地の所管課だけでなく、全庁的な利用調整（所管財産の処分を含む）を図り、順次、これを解消していく方針であるため、蘇我第二中学校予定地である花輪運動広場についても、用地所管課である学校施設課と連携しながら、利用調整がつくまで、地域スポーツ団体等に開放していく。</p>

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>公益目的事業の剰余金処理について【保健医療事業団】（報告書P134）</p> <p>保健医療事業団の「事業別職員従事割合（平成26年3月31日現在）」を確認したところ、指定管理事業（公1）については、市派遣職員である事務局長補佐は100%という配賦基準を設定し、人件費を配賦することとしていた。</p> <p>しかし、平成22年度指定管理者選定時の資料によると、当該事務局長補佐は指定管理事業に20%の従事割合とされている。この従事割合が実態に合っているとした場合、指定管理事業への従事割合20%以外の部分は、事務局長補佐という立場から、法人会計に80%配賦することも不合理ではないと考えられる。</p> <p>実態に合った従事割合に修正する前の正味財産増減計算書内訳表によると、公1事業では当期経常増減額（経常収益－経常費用）は、490万円の黒字であり、他の会計は経常収益と経常費用が一致しているという決算状況である。</p> <p>これに対して、実態に合った従事割合に修正すると、公1で755万円の黒字となり、法人会計が265万円赤字となる。</p> <p>以上を総合すると、指定管理事業（公1）は保健医療事業団が公益認定上規定している人件費配賦率には問題があり、経常的に剰余金を産み出す構造となっているものと考えられる。公益認定制度の仕組みとして、公益目的事業は公益認定段階で想定した収支相償（経常費用を経常収益で相償う適正規模であること（原則として±0かまたはマイナス）の原則に従わなければならないものであり、例外としてプラスとなったとしても、その適正規模の黒字額は次年度以降、同一の公益目的事業への還元を明確にする必要があるものである。試算としてはあるが、755万円規模の黒字額が算定された公益目的事業は指定管理事業であり、</p>	<p>市派遣職員の従事割合については、令和2年度から整理し、指定管理事業（公1）の剰余金については、平成28年度から新たに看護師1人を正職員として採用し、この財源として充てるほか、市派遣職員の人件費に充てることとした。</p>

指定管理料の規模の適正性を検討することも必要となる。

現実に発生した公益目的事業 1 からの余剰金をどのように当該事業へ還元するかに関する計画が明確に示されていないため、早急に当該余剰金の還元策を策定されたい。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>指定管理業務従事割合が財務諸表に及ぼす影響について【保健医療事業団】（報告書P134）</p> <p>保健医療事業団の法人会計の経常費用はそのほとんどが受取補助金等で充当されている。前記（※）で指摘した赤字額（265万円）は、市派遣職員の給与のうち保健医療事業団が支給している部分（331万円）の80%部分として試算した額（265万円）であり、補助金による充当の問題がある。</p> <p>外郭団体への市派遣職員の給与のうち、外郭団体から支給されている給与への補助金充当については、派遣法に違反する旨の最高裁判例がある。市派遣職員給与の一部を法人会計に整理した場合、その財源として受取補助金を充当しているともとられかねないのが現状である。</p> <p>市派遣職員の給与の充当財源について、自己収益の確保又は法人会計のコスト削減策を早急に検討されたい。併せて、一旦公益認定を取得した際に整理した事業体系を再構築する際に、市派遣職員の業務従事割合等を再考するなど検討し、派遣法及び派遣条例の規定に沿った仕組みに変革されたい。</p>	<p>市派遣職員の会計上の人件費の配賦割合は、令和2年度から公1：法人会計=80：20とし、法人会計に当たる部分については、収益事業の剰余金を振り替え、充当している。</p>

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>収支計画と年度決算との比較分析について【健康企画課】（報告書 P149）</p> <p>指定管理事業である休日救急診療所管理運営事業（公1）と法人会計に従事する同一の職員の給与の按分計算が実態にそぐわない面があり、運営費補助金の支給対象となる場合、派遣法に抵触する危険性を解消する必要性が潜在的にあったことを看過している。</p> <p>【結果】</p> <p>健康企画課としては現在の指定管理事業を管理している公益目的事業1の職員人件費の従事割合を保健医療事業団が実態に合った割合に修正する作業を、注意を持って見守り、法人会計への配賦割合の適正性と補助金充当の有無を検証されたい。その検証作業と表裏一体であるが、指定管理料の算定基礎に直接人件費・経費だけではなく間接人件費・経費も含めて見積もることにより、指定管理事業の全体としてのコストを的確に把握し、評価の基礎資料として活用されたい。</p>	<p>市派遣職員の会計上の人件費の配賦割合は、令和2年度から公1：法人会計＝80：20とし、法人会計に当たる部分については、収益事業の剰余金を振り替え、充当していることを確認した。</p> <p>また、指定管理料の算定に当たっては、間接費を見積もっていることを確認している。</p>

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果：Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について Ⅱ-4. 廃棄物指導業務について

2. 産業廃棄物対策事業について ②代執行に伴う各手続きの不備について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>オ. 行為者（株式会社F）への対応について（報告書 P191）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>市は、行為者である株式会社F及びその取締役3人に対して、行政代執行費用 567,662,695 円（うち廃棄物運搬・処理費用 210,585,634 円、有害ガス対策・整形・覆土等費用 357,077,061 円）の納付命令を行い、代表者との面談・財務状況を確認のうえ、滞納処分により債権回収を行っている。</p> <p>交渉経過によると、納付命令額の全額が納付されることは現実的に見込めない状況であり、市は最低ラインとして一定金額を提示し、その残額（平成26年度決算上の収入未済額である約5億6千万円から実際に返済する一定金額を控除し額）については、事実上の債権放棄を行っている。</p> <p>【結果】</p> <p>これまでの交渉履歴及び納付計画書の記載をみる限り、市は前述5億円超の残額については事実上債権放棄を行っているものと考えられ、この点については、債権放棄までの諸手続きが踏まれている。また、市は納付命令額の全額が回収されることは現実的に見込めない状況であることを承知している。したがって、今後、債権者から回収を進められる額を精査し、当該回収額を確保する手法等を検討しつつ、法令の定めに従い速やかに債権放棄の手続きをとり、不納欠損処理についても検討されたい。</p> <p>なお、執行停止措置を決定する際には、市が最低ラインとして提示した一定金額の分納の履行を前提として決定し、納付計画書に「当該一定金額の分納を履行した場合は、残額の債務を免除する」等、条件付き債権放棄を行う旨を明記して分納させる必要があるものとする。その後は、適宜納付金額の見直しを行うとともに、必要に応じて滞納処分の執行停止（国税徴収法第153条）を検討</p>	<p>現在、債権差押による強制徴収を執行しており、調定額に比して少額ではあるが、一定の回収ができています。また、行為者の一部が事業を営んでおり、収入が増加する可能性があります。</p> <p>このため、執行停止を行わず、引き続き、行為者の収入状況を把握し、可能な限り回収していく。</p>

されたい。	
-------	--

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果：Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ-5. 収入未済（債権）管理について 2. 路上喫煙等・ポイ捨て防止に係る過料処分について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①過料の徴収・管理について（報告書 P196）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>路上喫煙等・ポイ捨て防止に係る過料については、原則、当日納付を求めているが、当日納付が困難である者に対しては、納期限を20日後に設定した納付書を速やかに送付することとしている。納付書を送付しても納付しない者には督促状を送付するが、それでも納付しない者に対して、滞納処分等を行っていない。</p> <p>【指摘】</p> <p>督促状を送付しても納付がない者に対しては、滞納処分を行う必要がある（地方自治法231条の3第3項）。また、2,000円の過料について滞納処分を行うことが不経済であるならば、議会の議決又は条例の規定に基づく放棄（地方自治法96条1項10号）を行うべきであり、これらによらずに債権を漫然と放置することは許されない。</p> <p>2,000円という金額の過料について、少額であり滞納処分に資さないとも考えられるが、少額であるからこそ滞納処分により回収できる可能性が高いともいえる。したがって、督促をしてもなお納付しない者については滞納処分を行うべきである。一方、平成26年度の未納件数360件のうち、179件は公示送達による納付書の送付又は督促を行っており、住所不明であると考えられる。これらの者については、住民票を取得するなどして可能なかぎり所在調査を行い、それでもなお所在不明であり徴収が不可能である場合には速やかに放棄すべきである。</p> <p>なお、所在不明者を増やさないためには、氏名・住所を身分証明書等により確認することに加え、その場で携帯電話番号を表示させる等により、個人を特定しうる情報の把握に努めるよう要望する。</p>	<p>所在不明の滞納者について所在調査を行った結果、住所不明であった者に対しては、順次執行停止を実施し、消滅時効完成後に不納欠損の手続きをとっている。</p> <p>また、違反者で即時納付をしない者には、身分証明書等の確認に加え、その場で携帯電話に電話して携帯番号の確認を行うなど、新たな対策を取り入れた。</p> <p>なお、滞納処分による債権回収については、事務手続きや他都市の状況を踏まえ、実施しないこととした。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 支給認定、利用調整及び保育料決定事務に係る事務

(9) 監査の結果及び意見【幼保運営課、各区こども家庭課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑨保育料の算定誤りについて【幼保運営課】（報告書 P141）</p> <p>平成 31 年 4 月一斉入所における選考データをサンプル調査（30 件）したところ、調査の過程において、稲毛区で令和元年 9 月の保育料の算定誤りが発見された。</p> <p>また、市では平成 28 年度からの多子軽減制度の拡充による軽減制度の適用漏れを原因とした使用料の算定誤りが平成 31 年 2 月に中央区で発覚した。その後の調査の結果、全区の 99 世帯にわたり 1,170 万円の使用料算定誤りが認められ、令和元年 7 月にその内容が公表されている。これにより、使用料の還付が同額発生している。</p> <p>原因は、保護者から提出される障害者手帳の写し等の添付資料や扶養親族申告書における手帳等の交付状況欄の見落とし、職員によるシステムへの入力漏れなどによるものであった。</p> <p>当該事象の発生に伴い、市では以下の再発防止策を策定している。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）制度所管課から、定期的に事務担当者に対して適切な事務の周知・徹底を行う。（2）保護者からの提出書類、記載事項及び職員によるシステム入力等の確認について、複数職員によるダブルチェックで徹底する。（3）対象となる世帯を正確に把握できるよう、現在すべての世帯に提出を求めている扶養親族申告書を対象世帯からのみの提出とするなど、事務運用の見直しを図り、再発防止に努めていく。 <p>【指摘】</p> <p>提出書類の入手及び子ども・子育て支援システムへの入力等に対して、実効性の高いチェックを行われたい。</p> <p>多子軽減における誤算定時の再発防止策における「保護者からの提出書類、記載事項及び職員に</p>	<p>令和 2 年 10 月の子ども・子育て支援システムの刷新等に伴い、チェックツールを見直し、システムから抽出したデータによるチェック内容の拡充等により、算定内容のチェックに係る実効性を高めた。また、業務の進捗共有リストを作成することにより、各区の月次処理の実施状況を幼保運営課において確認することとした。</p>

よるシステム入力等の確認について、複数職員によるダブルチェックで徹底する」について実効性を高める統制手続の具体化を行われたい。

本監査で発見された保育料誤算定においては、事象が発生した稲毛区こども家庭課から、相互牽制の徹底として確認証跡等の対応も示されているが、これらに加えチェックツールの見直しや幼保運営課におけるモニタリングの充実などの対応を検討する必要がある。なお、当該誤算定については稲毛区より幼保運営課へ報告の上で、保護者への電話連絡により追加徴収となる旨が説明され、既に徴収済みであるとのことである。

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

2. 保育料収納及び滞納整理に係る事務 (9) 監査の結果及び意見【幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①督促時期について【幼保運営課】（報告書 P154）</p> <p>市では、納期限である月末において納付が確認できない滞納者を子ども・子育て支援システムより抽出し、督促状発行者一覧を作成している。督促状発行者一覧は外部委託業者に提供され、外部委託業者にて督促状を作成し、翌月 20 日ごろに市に納品される。納品後、市において、月末から発送時までには収納された滞納者について督促状の引き抜き作業を行い、納期限月の翌月 24 日頃発送を行っている。</p> <p>千葉県予算会計規則第 37 条において、「歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、法第 231 条の 3 第 1 項の規定又は施行令第 171 条の規定により、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならない。」と規定しているが、市では保育料の滞納が発生した場合における督促状の発送は納期限から 24 日を経過しており、上記規則に違反した状態が継続している。</p> <p>【指摘】</p> <p>千葉県予算会計規則に定める期限内に督促状を発送されたい。</p> <p>現在、年間で 7,000～8,000 程度の督促状を発送しており、外部委託業者により督促状が作成されている。現在の体制から、市職員が督促状の作成を期限内に行うことは困難と思われるが、外部委託業者の選定に際し、納期の短縮が可能かを考慮して検討する必要があると考える。</p> <p>また、引き抜き作業の件数削減や外部委託業者に引き抜きも含めて依頼するなど、発送期間の短縮に向けた取組みを検討する必要がある。</p>	<p>令和 2 年 10 月の子ども・子育て支援システムの更新に伴い、督促状発送データの抽出について、従来は委託により納期限の翌月 20 日頃に抽出作業が行われていたが、更新後は抽出日を市職員が任意で選択できるようシステムの仕様を見直したことにより、予算会計規則に定める期限内に発送できる体制とした。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

2. 保育料収納及び滞納整理に係る事務 (9) 監査の結果及び意見【幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③滞納整理カードの保管について【幼保運営課】 （報告書 P156）</p> <p>滞納整理は、幼保運営課においては主に徴収嘱託員により行われており、滞納整理カードの保管は徴収嘱託員に一任されている。滞納整理カードは日常キャリーケースに収納されているが、キャリーケースの保管場所等は指定されておらず、場合によっては徴収嘱託員の自宅に持ち帰ることもあるとのことである。徴収嘱託員は必要に応じてキャリーケースから滞納整理カードを持ち出して業務を行っている。</p> <p>また、滞納整理カードは、定期的にシステムから更新した滞納情報を印字して作成されており、その中から必要に応じて徴収嘱託員が既存のカードとの差し替えを行っている。差し替えの際には、どのカードの差し替えを行ったのか、差し替えされたカードをすべて回収しているかどうかの管理は行われていない。</p> <p>市では滞納整理カードの保管を徴収嘱託員に任せられた状態となっており、適切な管理が行われているかどうか把握していない。また、差し替え時においても適切に差し替えが行われているか、差し替えた滞納整理カードをすべて回収し廃棄しているかといった管理は行っておらず、もし紛失等が発生したとしても発見できない状況にある。</p> <p>これらのことを踏まえると、市の個人情報保護条例に基づく個人情報の保護に関し必要な措置が十分に講じられているとは言い難い状況にある。</p> <p>【指摘】</p> <p>滞納整理カードの取扱いに当たっては、個人情報保護条例等に基づき、利用、保管及び差替えにおいて適切なルールを定め管理を実施されたい。</p> <p>特に以下の点については十分に考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ ルールの設定 <p>滞納整理カードは市の債権を管理するために</p>	<p>令和2年10月の市税滞納管理システムの改修により、新たに統一滞納管理システムの運用が開始されたことに伴い、従来の滞納整理カードを廃止し、当該カードの情報は全て同システム内での管理とした。</p>

発行している書類であるため、特定の人物に管理を任せるのではなく、所管部署でルールを定めて管理を行う必要がある。

➤ 責任者の明確化

滞納整理カードについて、正職員の管理責任者を明確にし、責任者が滞納整理カードの保管について責任を持つ体制にする必要がある。

➤ 保管場所の指定、受払管理

滞納整理カードは施錠が可能な部署内の所定の場所に保管し、そこから持ち出す際には適切な受払管理を適切に行う必要がある。

➤ 回収・差し替え

債権の回収により不要となった滞納整理カードは直ちに回収し廃棄する必要がある。また、カードを差し替える際には、必ず古いカードとの引き換えに新しいカードを発行し、回収したカードは直ちに廃棄するようにする必要がある。

これらの発行、回収の状況は記録し、保管されているカードの状況と整合するかを定期的に検証する必要がある。

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 公立保育所等の運営に係る事務 (9) 監査の結果及び意見【幼保支援課、幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑭公立保育所等における給食物資受払簿の作成について【幼保運営課】（報告書 P276）</p> <p>「保育所栄養士ハンドブック」（千葉市幼保運営課）では各公立保育所等において備えるべき給食関係帳簿として「給食物資受払簿」の作成を義務付け、また、その様式を提示している。</p> <p>公立保育所等の実地調査において、この給食物資受払簿の作成及び記載状況を調査したところ、実地調査したすべての施設において、非常食用の乾パン、水、米などについて給食物資受払簿の作成が行われていたが、その記載方法は各施設により異なっていた。また、帳簿上の繰越残高が実際の残数量と異なっているケースもあった。</p> <p>「保育所栄養士ハンドブック」で規定している「給食物資受払簿」は、一般消耗品における「消耗品出納簿」（同規則第 46 条）と同様の趣旨のものと考えられる。</p> <p>「消耗品出納簿」は「物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならない」（同規則 46 条）としていることから、給食賄材料についてもその受払管理を適切に行うため、また非常食という性質に鑑みて、食材料の種類、賞味期限別に「給食物資受払簿」の記載を行うことを各公立保育所等に周知することが必要と考える。</p> <p>【指摘】</p> <p>非常食等の長期使用給食賄材料の適切な管理のため、「給食物資受払簿」の記載方法について具体的な作成要領を作成し、各公立保育所等に周知されたい。</p> <p>作成要領には、給食物資受払簿に記載する単位（品目別、消費期限別など）や、定期的な実地棚卸と「給食物資受払簿」の残数量との照合ルールなどを明示する必要があると考える。</p>	<p>「給食物資受払簿」について、賞味期限、規格及び保管場所を記入する欄を追加し、具体的な記載方法を明示した様式に改め、令和 2 年 11 月に、幼保運営課が各公立保育所等に周知した。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 公立保育所等の運営に係る事務 (9) 監査の結果及び意見【幼保支援課、幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑮公立保育所等における仕入先業者の腸内細菌検査について【幼保運営課】（報告書 P277）</p> <p>給食事務が衛生的に安全な環境の下で行われるためには、食中毒菌が付着した食材等が納入されることを未然に防止することが必要であり、市では公立保育所等に給食賄材料を納入する業者に対して定期的（年4回以上）な腸内細菌検査の実施及び報告を求めている。</p> <p>検査項目は、赤痢菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌 0-157 であり、公立保育所等職員に対して実施しているものと同じものである。この検査の実施及び報告は、市と食材調達業者との間で締結する「保育所給食用物資供給契約書」（随意契約の場合）第15条に納入業者の義務として規定されているものである。</p> <p>しかしながら、今回実施した公立保育所等への実地調査の結果、当該報告書の定期的な入手を行っていない施設が見受けられた。また、仕入先業者の腸内細菌検査の実施の管理は各施設に委ねられているため、幼保運営課においてその実施状況の統括的な管理も行われていない。</p> <p>仕入先業者の腸内細菌検査報告書は、仕入先業者が「各保育所に」行うことになっているため、各保育所等の管理状況により、腸内細菌検査報告書の入手状況に差が生まれているものと考えられるが、当該報告書の入手状況を管理する帳票が無いこともその一因として考えられる。</p> <p>【指摘】</p> <p>給食事務が衛生的に安全な環境の下で行われていることを担保するため、幼保運営課がすべての公立保育所等に指示し、給食賄材料仕入先業者における定期的な腸内細菌検査の実施状況を調査されたい。その上で、ルールに従っていない公立保育所等に対しては、早急に仕入先業者に検査の実施、報告をさせるよう指示されたい。</p> <p>また、各公立保育所等では所定の管理表を用い</p>	<p>幼保運営課が、腸内細菌検査報告書の入手状況管理表を作成し、令和2年10月に各公立保育所等に周知した。</p> <p>当該管理表に基づき、各公立保育所等は、仕入先業者の腸内細菌検査報告書の入手管理を実施し、幼保運営課は、各公立保育所等の報告書の入手状況のモニタリングを行っている。</p>

て、仕入先業者の腸内細菌検査報告書の入手管理を実施するとともに、幼保運営課においては、その状況を定期的にモニタリングされたい。

幼保運営課が仕入先業者の腸内細菌検査報告書の入手状況を管理する帳票の様式を作成して各公立保育所等にその内容を通知し、各公立保育所等では当該管理表を用いて継続的に報告書の入手管理を行うことが必要である。

また、所管課として幼保運営課は、各公立保育所等がルールに従い、給食賄材料仕入先業者から定期的に検査結果の報告を受けるべく管理を行っていることを巡回指導時等の確認項目とした上で、定期的にモニタリングしていく必要がある。

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

2-3. 若葉土木事務所の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②ちばし道路サポート制度に係る事務処理について（報告書P120）</p> <p>令和元年9月1日現在、若葉土木事務所において「ちばし道路サポート制度」に登録している団体は25団体あるが、登録団体は、年度末にサポート活動の実績結果について、市長へ報告することとされている。</p> <p>管理課より毎年度末に各団体に対して、「活動実施報告書」の提出依頼を行っているが、令和元年度においては提出団体数は7団体であり、平成30年度に比して提出団体数が大きく減少しており、かつ、提出団体以外は、提出の有無は不明である。</p> <p>若葉土木事務所における最新の調査では、「提出していない」と回答したのは2団体、「提出したと思う」と回答したのは1団体、残り15団体は「提出したか不明」という回答を得ている。提出していないとする2団体を除く16団体のうち、提出したとする1団体を除けば、15団体の報告書提出状況は、不明のままである。</p> <p>実施要領からは、活動報告の提出は任意ではなく、仮に、活動がなかった場合でも、活動がなかった旨を記載して報告すべき趣旨であると解される。</p> <p>【結果：指摘】</p> <p>令和元年度の「活動実績報告書」の提出の有無不明分の取扱いについては、曖昧なまま放置することなく、監査実施過程で行われたような報告書提出に係る追跡調査を実施するなどして、道路サポーターから提出があった「活動実績報告書」の適正な文書管理を徹底されたい。</p>	<p>令和元年度の活動実施報告書について、提出を確認できなかった団体に対して個別に照会し、活動状況を把握した。</p> <p>なお、令和2年度の活動実施報告書については、未提出の団体に対して提出を促し、すべての団体から提出されている。</p>

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

3. 土木保全課の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤固定資産台帳登録について（報告書 P173）</p> <p>千葉市においては、平成 19 年度決算より固定資産台帳を整備し、財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成・公表しており、土木保全課においては、管財課の依頼のもと、毎年「固定資産台帳増減調査票」への記入回答を行っている。</p> <p>平成 30 年度事業が延期・繰越となり、令和元年度にて完了した橋梁架替事業のうち、柏井橋については、平成 30 年度中に受託業者への中間金（102 百万円）支払い後、一部工事の取止を決定したため、支払額の一部（約 35 百万円）について市への返金収納が生じ、平成 30 年度中の支出額は約 66 百万円（102 百万円－35 百万円）となっていたが、固定資産台帳における平成 30 年度の建設仮勘定の金額は当初の 102 百万円として計上・繰越が行われていた。</p> <p>【結果：指摘】</p> <p>統一的基準に基づき作成が要請されている固定資産台帳については、官庁計算とはその作成趣旨も記録方法も異なるものである。運用に際しては、制度趣旨に鑑みて、その記録方法を理解する必要がある。</p> <p>例えば、柏井橋の橋梁架替工事に係る平成 30 年度の中間金の当初支払い額（102 百万円）の一部（35 百万円）が、工事の一部取止めにより返金収納された場合のように、固定資産台帳への登載額を当初の支出負担行為の額で計上する事務ミスが発生している。</p> <p>このように金額的にも重要性が高い多額の返納額については、中間金の支出と関連させて返納の事実を正確に反映させることができるよう、特に留意が必要な固定資産台帳への適正な取得価額の登載として、土木保全課における事務処理手順等に明記し、全庁的な固定資産台帳</p>	<p>柏井橋に係る橋梁架替工事の返戻額が固定資産台帳に適正に反映されるよう、固定資産台帳の更新手続きを行った。</p> <p>また、固定資産台帳の制度所管課と情報共有するとともに、更新手続きに係る記載要領にも、返戻額等が発生した場合の対応について、注記を加えた。</p>

主管課に共有することを検討されたい。

なお、土木保全課からはこの返金収納額については、事業完了時において、建設仮勘定から工作物に振り替える際に適正に反映するという回答を得ている。